

案内 介護保険で利用できるサービスのご案内

岡長寿福祉課 ☎ 43-5217

福祉用具購入費支給
条件 要支援・要介護認定を受けて居宅で生活をしている人
限度額 年間10万円（限度額内で8割分または9割分を支給）
利用方法 ①指定販売店で必要な福祉用具を購入
 ※指定を受けていない販売店での購入は支給対象とはなりません
 ②申請書、カタログの写し、領収書を市へ提出
 ※費用は一旦全額自己負担

福祉用具貸与
条件 要支援・要介護認定を受けて居宅で生活をしている人
 ※サービス計画が必要。詳しくは担当ケアマネジャーや福祉用具専門相談員にご相談ください
対象品目 ①車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品 ⑤床ずれ防止用具 ⑥体位変換器 ⑦認知症老人徘徊感知機器 ⑧移動用リフト（つり具の部分を除く） ⑨自動排泄処理装置 ⑩手すり ⑪スロープ ⑫歩行器 ⑬歩行補助つえ
※原則、①～⑧は要介護2、5、⑨は要介護4・5の人が対象となりますが、例外的に要支援1・2、要介護1の人でも対象となる場合があります

住宅改修
条件 要支援・要介護認定を受けて居宅で生活をしている人
限度額 20万円（限度額内で8割分または9割分を支給）
利用方法 ①ケアマネジャーに相談。工事を始める前に、改修が必要な理由書や見積書等を添えて市へ申請 ②審査を受けてから工事を着工。費用は一旦全額自己負担 ③領収書と工事費の内訳がわかる書類（改修前後の写真等）を市へ提出 ④審査後、限度額内で8割分または9割分を支給
対象工事 手すりの取り付け、段差解消、洋式便器等への便器の取替え、引き戸等への取替え、滑り防止や移動の円滑化等のための床材の変更等



お知らせ 戸別受信機の申し込み、お済ですか？

岡危機管理課 ☎ 43-5203

市では防災行政無線を整備し、災害発生時にテレビや電話が使えない状況でも防犯情報等を無線で受信できる戸別受信機を設置しています。
 市内に転入してきた人は、住民票上の世帯主に戸別受信機1台を無償貸与します。設置を希望する場合は市役所危機管理課までお越しください。
 市内で転居した人で、すでに受信機をお持ちの場合は、設置

する受信機を地区ごとに設定していますので、一旦市役所までご返却ください。市で再設定いたします。
◆設置費用
 基本設置無料（市が負担）
 ※転出された場合は、受信機を市役所危機管理課まで返却ください



お知らせ 福祉医療の受給者証送付

～7月から利用できます～
 岡市民課 ☎ 43-5212

福祉医療費助成制度（高齢期移行医療（旧老人医療）・重度障害者医療・乳幼児等医療・こども医療・母子家庭等医療・高齢重度障害者医療）は、毎年7月に更新を行っています。
 引き続き該当する人には、6月下旬に受給者証を送付します。7月以降は新しい受給者証で受診してください。
 ※母子家庭等医療の対象者には、更新申請（現況届）の案内を送付しますので必要事項を記入の上、市民課へ提出してください
受給者証の交付 交付には所得の申告が必要です。対象者でも所得の申告がない場合は、受給資格の確認ができないため、受給者証を交付できません。
 ※今年1月1日に市内に住民登録のなかった人は、以前の市区町村で平成29年度所得・課税証明書（市民税所得割額の控除の明細がわかるもの）の交付を受け、市民課へ提出してください
福祉医療利用上の注意
◆福祉医療の助成がない例
 ①学校等での事故で日本スポーツ振興センターの給付を受けるとき
 ②他の公費負担医療の給付を受けるとき
 ③訪問看護を受けるとき

お知らせ 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

岡明石年金事務所 ☎ 078-912-4980

平成29年4月分から平成30年3月分までの国民年金保険料は、月額1万6490円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により納めてください。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによつて督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある人の財産を差し押さえることがあります。

お知らせ 連合自治会役員をご紹介

岡市民協働課 ☎ 43-5244

平成29年度南あわじ市連合自治会本部役員に、次の人たちが就任しました。
※敬称略（所属地区）
会長 原 孝（福良）
副会長 松坂 壽仁（潮美台）
副会長 青山 昭一（広田）
会計 喜田 進（丸山）
会計監査 榎本 隆司（西淡志知）
会計監査 里深 明宏（榎列・倭文）
 ※原孝さんは平成29年度兵庫県連合自治会会長にも引き続き就任しています

案内 老人医療費助成制度の廃止及び高齢期移行助成制度の創設

平成29年7月～
 岡市民課 ☎ 43-5212

◆要件

区分	対象要件
1	市民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない人（年金収入80万円以下かつ、所得がない人）
2	①市民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であり、かつ要介護2以上の人 ②③市民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の人

◆負担限度額

区分	負担割合	自己負担限度額 / 月
1	①② 2割 ③ 1割	外来…8,000円、入院など…15,000円
2	2割	外来…①② 12,000円、③ 8,000円 入院など…①② 35,400円、③ 24,600円

※①②③は右の「対象となる人」をご覧ください

制度改正
 65歳から69歳の非課税世帯で一定要件を満たす人を対象に「高齢期移行助成制度」を創設し、医療費を助成します。「老人医療費助成制度」は廃止しますが、経過措置を行います。

対象となる人
 ※65歳～69歳の人
 ①昭和27年7月1日以降生まれの人
 ②昭和24年7月1日～昭和27年6月30日生まれの人
 ③昭和22年7月2日～昭和24年6月30日生まれの人